

日本の屋根から世界に響け!!

日本一の
揃い打ち

3000人

第38回 岡谷

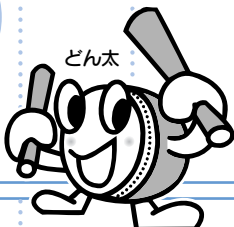
大鼓まつり



風林火山
ゆかりの地

13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00

13日
(月)



OKAYATAIKO FESTA

ふれあい広場

●イルフプラザ前／ふれあいステージ

MINAKOIわっさか

●おどりパレードコース (丸山橋線・童画館通り)

LCV TV (18:30~)

生中継

必見!これが話題の日本一の揃い打ち

●メインステージ

14日
(火)

ふれあい広場

●イルフプラザ前／ふれあいステージ

第8回 世界和太鼓打ち比ベコンテスト

●カノラホール

子どもパレード・長持ち・みこし

●岡谷駅～童画館通り～中央通り～丸山橋線～本会場

必見!これが話題の日本一の揃い打ち

●メインステージ

※雨天の場合は中止

MINAKOIわっさか

●丸山橋線 (イルフプラザ)・童画館通り

イルフプラザ

広場で開催!!



カノラホール

第8回世界和太鼓打ち比べコンテスト

文部科学賞大臣賞・長野県知事賞・岡谷市長賞

国内の厳しい予選を通過した選りすぐりの9団体の、研ぎ澄まされた妙技をご覧ください。

●14日(火) 午後2時～5時 入場無料

メインステージ

必見！これが日本一の揃い打ち！

岡谷太鼓祭りの見どころは、なんといっても60mのメインステージで繰り広げられる“揃い打ち”。豪快無比、天地を衝く300人による揃い打ちをお見逃しなく。

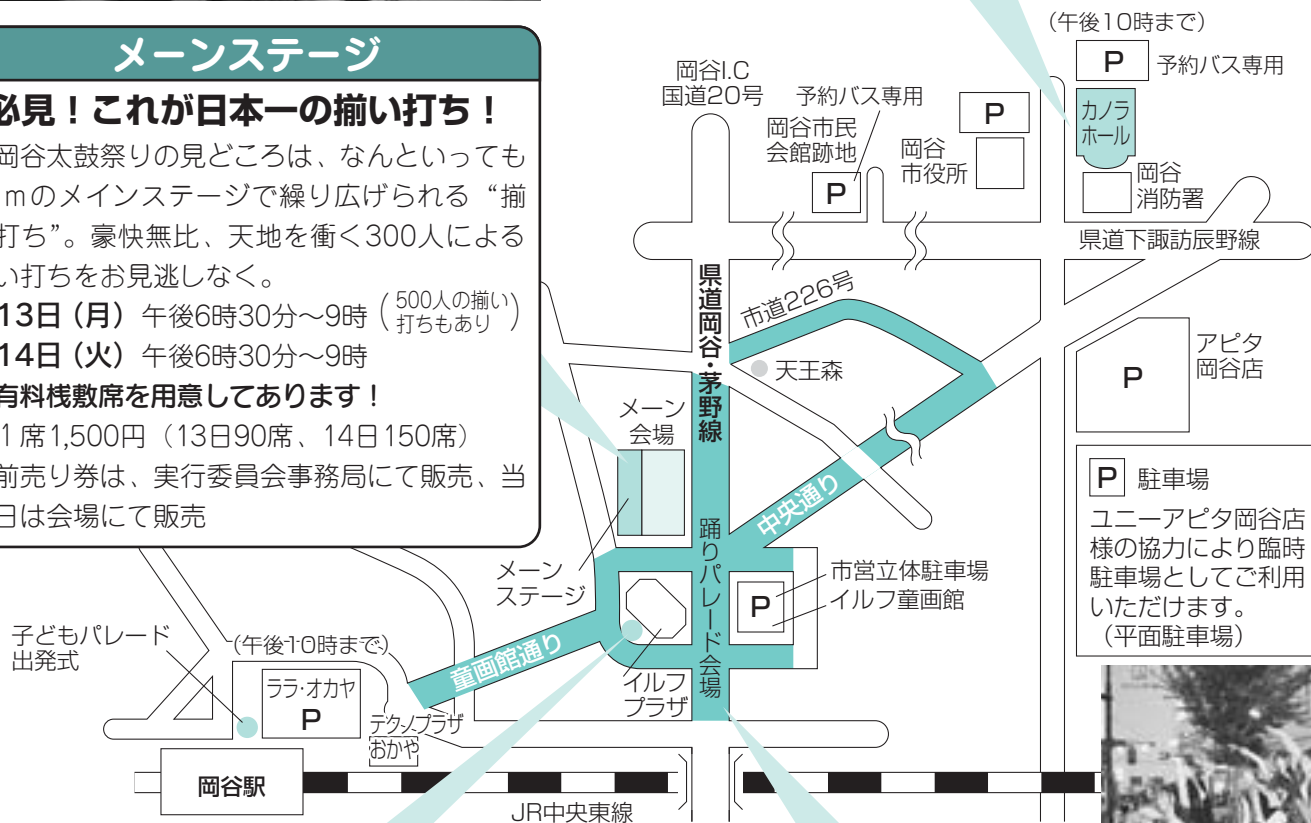
●13日(月) 午後6時30分～9時 (500人の揃い打ちもあり)

14日(火) 午後6時30分～9時

※有料観客席を用意してあります！

1席1,500円(13日90席、14日150席)

前売り券は、実行委員会事務局にて販売、当日は会場にて販売



イルフプラザ前《童画館通り側》

ふれあい広場

ふれあい広場は、参加者の手作りによる楽しいステージ。多彩な催し物が繰り広げられます。

●13日(月)、14日(火) 午後3時～9時

※8日(水)～12日(日) 参加太鼓連による事前PR演奏 午後7時～

県道岡谷・茅野線(丸山橋線)

MINAKOIわっさか

曲目、内容、すべてが自由。個性的な踊りで表現するフリースタイル部門と流し踊り連が華麗に競います。

●13日(月) 午後4時～9時

流し踊り:午後4時～5時30分・フリースタイル:午後5時30分～9時

●14日(火) 午後6時15分～9時

流し踊り:午後6時15分～7時45分・フリースタイル:午後8時15分～9時

⊗車両通行止区域のおしらせ

13日(月)

▽丸山橋線 午後3時～9時30分

▽童画館通り 午後3時～9時30分

▽中央通り(四丁目) 午後3時～9時30分

14日(火)

▽丸山橋線 午後3時～9時30分

▽童画館通り 正午～午後9時30分

▽中央通り 正午～午後6時

▽中央通り(四丁目) 正午～午後9時30分

▽市道226号線 正午～午後6時

(天王森～マルヨ清水自転車店)

無料バス(13日のみ)

臨時無料バスを運行します。

◆午後9時30分ごろ、岡谷駅前より出発予定

今井経由長地方面、川岸方面、湊方面…各1台ずつ

シルキーバス

太鼓祭りの間、運行が変更になる路線がありますのでご注意ください！

◎詳しくは、
岡谷太鼓祭り実行委員会
TEL 23-2713
FAX 23-2713

諸税担当
☎ 23-4811
内線 1122
FAX 22-4146

くらしと市税 2007

国民健康保険税

国民健康保険税の納税通知書（本算定分）を
送付します（8月15日）

～職場の健康保険の加入者以外の人を対象として、
安心して医療等が受けられるように納めていただくものです～



納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主が他の保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

納め方

8月から翌年3月までの8回で、本算定により確定した年税額から暫定税額（4月～7月までに納めていただいた税額）を差し引いた額を納めていただきます。確定した年税額より暫定税額の方が多かった場合は、差額分をお返しします。口座をご連絡ください。8月以降に国保加入の手続きをされた場合、手続きをした翌月に納税通知書が郵送されます。（納める回数が変わります）

納税には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でできます。



あなたは家族の扶養になれませんか？

国保は一般的に自営業の方や退職された方等職場の健康保険に加入していない方、または収入等の条件により健康保険加入者の扶養にならない方が加入するものです。次に該当する方は職場の健康保険に加入している家族の扶養になれる場合がありますので、勤務先の保険担当者に相談してみてください。



- ①健康保険加入者の3親等以内の親族
- ②年収（遺族年金・障害年金を含む）が
60歳未満なら130万円未満
60歳以上なら180万円未満

であるとき

国民健康保険税の決め方

■『医療給付費分』保険税年税額＝①＋②＋③＋④… **A**

①所得割額 … (平成18年中の総所得金額－※33万円) × 7.0%

※平成17年1月1日現在65歳以上で、公的年金等があった方は33万円が40万円となります。

②資産割額 … 平成19年度の固定資産税額×25%

(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

③均等割額 … 加入者一人につき18,500円×被保険者数

④平等割額 … 一世帯につき19,500円

▽課税限度額 … 56万円 (**A** が56万円を超える場合は56万円です)

■『介護納付金分』保険税年税額＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧… **B**

⑤所得割額 … (平成18年中の総所得金額－33万円) × 1.2%

⑥資産割額 … 平成19年度の固定資産税額×7.6%

(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

⑦均等割額 … 加入者一人につき5,300円×被保険者数

⑧平等割額 … 一世帯につき4,100円

▽課税限度額 … 9万円 (**B** が9万円を超える場合は9万円です)

《年税額》

● 介護第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の加入者がいる世帯＝ **A** + **B**

● その他の世帯＝ **A** のみ

手続きはお早めに
お願いします。



異動の手続きは
忘れずに!!

国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって計算されます。(最高3年)
他の保険に加入した場合は、資格喪失の届出をお願いします。

納期限

第1期 5月1日(火)	第7期 10月31日(水)
第2期 5月31日(木)	第8期 11月30日(金)
第3期 7月2日(月)	第9期 12月25日(火)
第4期 7月31日(火)	第10期 1月31日(木)
第5期 8月31日(金)	第11期 2月29日(金)
第6期 10月1日(月)	第12期 3月31日(月)

～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方法を選択されている方へ

2回目の振替となります

振替日		振替期別	備考
1回目	第1期 (4月)	1期から4期分 (4月) (7月)	暫定課税分
2回目	第5期 (8月)	5期から12期分 (8月) (3月)	本算定分